

最高裁秘書第5211号

平成29年12月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

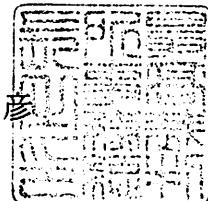
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第74号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成 29 年 12 月 27 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 濟問日等

(1) 濟問日

12月27日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分のうち、審査請求人の氏名及び経歴以外の部分が本当に不開示情報に相当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が平成 29 年 10 月 25 日付で裁判官によるアパート経営を不許可とした裁決

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、12月6日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断において不開示とした部分は、審査請求人の①住所、②氏名、③判

事補及び判事兼簡易裁判所判事に任命された年月，④現在の職，⑤所有地の所在地，⑥父母の死亡年月のうち月のほか，⑦審査請求人と事業計画の合意をした株式会社の法人名である。

上記不開示部分（⑦を除く。）は，いずれも個人識別情報であり，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に規定する不開示情報であって，いずれも同号ただし書イ，ロ，ハに相当する情報に該当しないものであるから，不開示とすべきである。

なお，上記不開示部分のうち②から④までについては，「審査請求人の氏名及び経歴」にあたるため，本件苦情申出の対象外と考える。

イ 上記不開示部分のうち⑦審査請求人と事業計画の合意をした株式会社の法人名については，以下のとおり，公にすると法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法第5条第2号イ）に該当し，不開示とすべきである。

本件対象文書である裁決書には，当該法人が審査請求人と合意した事業計画の内容が記載されており，審査請求人が投じるとされる費用，審査請求人に支払われる賃料額，その賃料額が固定される期間等が具体的に明示されている。

このような記載に加え，当該法人名が公にされ，審査請求人と合意した業者が当該法人であることが特定されると，当該法人が一般に行っている事業内容が推知されることになり，当該法人の公正な競争関係上の地位や事業運営上の利益を害するおそれがある。

ウ 以上より，本件対象文書の一部を不開示とした原判断は相当である。